

2 点検計画・結果等について

- | | |
|-------------------|---------|
| 1) 令和元年度の点検結果について | P 6～P 8 |
| 2) 令和2年度の点検計画について | P 9 |

令和元年度の点検結果のとりまとめ(橋梁)

東京都内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は109橋（7.9%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は802橋（58.1%）

<令和元年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	52	9	31	12	0
高速道路会社	33	3	24	6	0
東京都	610	284	285	41	0
区市町村	685	173	462	50	0
合計	1380	469	802	109	0

※令和元年度メンテナンス年報の結果より

<判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

令和元年度の点検結果のとりまとめ(トンネル)

東京都内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は3本（23.1%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は9本（69.2%）

<令和元年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	0	0	0	0	0
高速道路会社	9	0	7	2	0
東京都	0	0	0	0	0
区市町村	4	1	2	1	0
合計	13	1	9	3	0

※令和元年度メンテナンス年報の結果より

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

令和元年度の点検結果のとりまとめ(道路附属物等)

東京都内の道路附属物の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は31施設（11.5%）、また、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は78施設（28.9%）

<令和元年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

○道路附属物等とは、大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

管理者	点検実施数	判定区分内訳			
		I	II	III	IV
国土交通省	58	16	17	25	0
高速道路会社	139	124	13	2	0
東京都	21	8	12	1	0
区市町村	52	13	36	3	0
合計	270	161	78	31	0

※令和元年度メンテナンス年報の結果より

<判定区分表>

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

令和2年度の点検計画とりまとめ

東京都内の令和2年度の各施設の点検計画は、橋梁が 橋、トンネルが 本、シェッド
 箇所、大型カルバート 箇所、横断歩道橋 橋、門型標識 基。

R2点検計画						
施設名 管理者名	橋梁	トンネル	道路附属物等			
			シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識
国土交通省	58	0	0	10	44	54
高速道路会社	53	16	0	12	3	219
東京都	13	0	1	0	451	51
区市町村	883	10	0	8	50	7
合計	949	26	1	20	504	277

※令和2年12月1日現在